# コンプライアンス推進とリスクマネジメント

積水ハウスグループは、コンプライアンスやリスクマネジメントを常時取り組むべき経営課題と位置付けています。

2016年、コーポレートガバナンス・コード策定を受けて取締役会の諮問機関として「リスク管理委員会」を常設化する一方、 2017年にはCSR推進体制を見直し、CSR委員会の傘下に「ガバナンス部会」を設け、

この両輪でコンプライアンス推進やリスクマネジメントに取り組んでいます。

また、人権擁護にも1980年から取り組んでおり、社会から信頼される企業としての基盤を築いています。

#### コンプライアンス推進活動

当社グループは、コンプライアンスを「法令遵守にとど まらずCSRを念頭に置いたもの|ととらえるとともに「常時 取り組むべき経営課題 | と位置付け、徹底と推進を図って います。具体的にはCSR委員会のもとに副社長を部会長 とする「コンプライアンス・リスクマネジメント部会」を設置 し、人事部、法務部など関係部署の職責部長を中心に約20 人をメンバーとして、3カ月に1度、議論を重ねてきました。

2016年度は、①リスクマネジメント強化、②本社の災 害対策強化、③海外危機管理体制の構築について重点的 に審議しました。

取締役会の諮問機関として2016年に常設化した「リス ク管理委員会」と、新CSR推進体制のもと2017年度から CSR委員会の傘下に設けた「ガバナンス部会」の両輪で コンプライアンス推進上の課題を改善しながらPDCA サイクルを回していきます。

#### 公正な取引

当社グループは、グループ各社が企業活動を進める 上で、会社および役員、従業員が遵守すべき企業倫理に 関する共通事項として2003年10月に「積水ハウスグルー プ企業倫理要項」を制定・施行しました。

その第3項に「お客様・取引先・競争会社との関係」の 項を設け、適正取引の実施や下請法の遵守、接待・贈答 の禁止など、公正な取引の徹底について明記しています。

また、内部統制チェック項目の一つに下請取引に関する 項目を設け、公正な取引が実施されていることを確認し ています。

2016年度は、全従業員が受講する「各種業法 法令研修」 のテーマを「下請保護」とし、下請法・建設業法等で定め られた下請取引に関する法規制について理解を深める取り 組みを行いました。

なお、当該事業年度において独占禁止法に抵触した事例 はありません。

#### 個人情報保護の取り組み

当社グループは、住宅展示場や分譲地の販売事務所 など、多くの事業拠点でお客様の個人情報をお預かりし ています。個人情報保護法に対応した体制を整備し、 定期的にe-ラーニングを実施するなど、従業員への教育 研修を繰り返すことにより、お客様情報の適正な管理を 徹底しています。e-ラーニングにはテストを組み入れ、従 業員の個人情報保護に関する知識の定着状況を把握して います。執行役員であるCS推進部長を個人情報保護の 統括責任者に任ずるとともに、専任部署「お客様情報相 談室 |を設置し、グループ全体で個人情報保護法遵守に対 応した体制を整備しています。万一、お客様情報の紛失・盗 難事故が発生した場合は、直ちにお客様に事情を説明し、 理解を得るようにします。同時に可能な限りの情報回収を 行います。

今後も個人情報保護に関するe-ラーニングを中心に、 個人情報の取り扱いについて繰り返し教育指導を行うと ともに、個人情報保護に対する知識と意識を高め、事故 防止に努めます。

また、国際事業の展開に合わせ、海外においても、それ ぞれの地域に応じた個人情報保護の取り組みを強化して います。

なお、お客様情報の事故が発生した場合、発生内容と 以後の対応を当社ホームページでお知らせします。

#### 人権擁護の推進

当社グループでは、人権侵害を「しない・させない・ゆ るさない|企業体質にするために、女性・外国人・障が い者など、さまざまな人権問題に取り組んできました。

2003年に人権問題を取り扱う専任部署として人事部 内に設置した「人権推進室」を、2006年に法務部内に 「ヒューマンリレーション室」として移設し、人権啓発を中心 にした従業員への教育を行う一方で、職場のハラスメント 問題に取り組んでいます。職場における人間関係やコミュ ニケーションの不調が、職場環境のあらゆる問題に影響 を与えているとの認識のもと[ヒューマンリレーション] という言葉を組織名に用いています。

価値創造の基盤

2013年から事業部門のリーダーを対象に、特に若手 従業員への指導に関するマネジメント研修を実施してい ます。セクハラ・パワハラ行為の防止に向けた取り組み として効果があり、2016年度は、海外駐在員(オーストラ リア)をはじめグループ会社のリーダーを対象に実施し ました。

# 内部通報システムと公益通報者の保護

全グループ従業員が利用できる内部通報システム「積 水ハウスグループ企業倫理ヘルプライン(SCSシステム)」 を設置しています。法令や企業倫理に違反する行為に直 面した場合に、電子メールや電話等により、コンプライ アンス事務局に通報できるシステムです。通報者のプラ イバシー保護や通報を理由とした不利益な取り扱いの禁 止などについては、ガイドラインに明文化しています。 2016年10月からは当社顧問弁護士事務所を社外受付窓 口としました。この他、「セクハラ・パワハラホットライン」 や労務管理全般の相談を受け付ける「人事110番」を開 設しています。

まずは職場内で話し合い、問題を解決するのが理想で すが、本システムがあることを周知し、気兼ねなく相談で きるように配慮することも重要と考え、常時携行する小冊 子に記載したり、ヒューマンリレーション研修などで告知 したりしています。

一方、当社グループと継続的取引関係にある協力工事 店・取引先の役員や従業員の方々から、当社グループの 事業活動に関する法令・企業倫理違反または取引関係に かかる懸念事項についての相談を受け付ける制度として 「積水ハウスグループ取引先企業倫理ヘルプライン」を 2016年10月に設置しました。SCSシステムと同様に、 社内受付窓口は法務部コンプライアンス事務局、社外受付 窓口は当社顧問弁護士事務所です。

# 法令の遵守状況

#### 「環境」に関する違反・罰則の有無

当該事業年度において重要な環境関連法規制等の違反 はありません。また、工場においても周辺環境に影響を 与える漏出事故は発生していません。

#### 「製品およびサービス、安全衛生」に関する違反・罰則の有無

当該事業年度において製品およびサービスの提供、 使用に関する法律や規制の違反に対する罰金の支払い、 かつ安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事 例はありません。

#### 「顧客プライバシー」に関する違反・罰則の有無

当該事業年度において顧客プライバシーの侵害および 顧客データの紛失に関して実証された不服申立はありま せん。

# 積水ハウスグループの内部通報システム

	窓口	相談方法	受付内容
積水ハウスグループ 企業倫理ヘルプライン (SCSシステム)	法務部コンプライアンス事務局 (社外)当社顧問弁護士事務所	電話 電子メール 本人限定受取郵便(書留郵便)	法令や企業倫理に違反する行為に 直面した際など
積水ハウスグループ 取引先企業倫理 ヘルプライン	法務部コンプライアンス事務局 (社外)当社顧問弁護士事務所	電話 電子メール 書簡	協力工事店・取引先の皆様が、積水 ハウスグループとの取引・事業活動 に関し、法令違反のおそれなどの不 安・懸念を抱いた場合など
セクハラ・パワハラ ホットライン	法務部ヒューマンリレーション室	電話電子メール	セクハラ・パワハラをはじめ人権に関する相談、人間関係の悩みや質問など。 障がいのある従業員にとって働きやすい環境を整えるための相談など
人事110番	人事部	社内ホームページ	勤務時間・休日勤務等をはじめとす る労務管理全般

※ この他、グループ従業員およびその家族が専門家からカウンセリングを受けられる外部(社外)相談窓口も開設しています。

### リスク管理体制の強化

当社グループのリスク管理については、本社をはじめ とする各担当部署において実施されるとともに、技術部 長会や総務部長会等において職務別の取り組みがなされ ています。さらに、CSR委員会傘下のコンプライアンス・ リスクマネジメント部会において、リスク情報に関する共 有・議論を進めてきました。

また「リスク管理体制の構築や運用に対する取締役会 の監督 |を定めるコーポレートガバナンス・コードへの対応 が必要となり、当社グループのリスク管理体制(危機管理 に限らず、内部統制やコンプライアンスを含む)を再整備 しました。

2006年9月に「重大事案が発生した際の調査分析や 原因究明、再発防止等を目的とする非常設の機関」として リスク管理委員会を設置し、取り組みを継続。2016年10月 には取締役会の諮問機関として、リスク管理委員会を常設 化しました。本委員会では、副社長を委員長、専務執行役員 を副委員長とし、当社グループ各部門におけるリスク管理 体制の整備状況の集約・検証や、リスク事案発生時の報告 受理および再発防止策の検証などに取り組み、リスク管理 を強化していきます。また、新CSR推進体制のもと、CSR 委員会傘下のガバナンス部会でも従業員サイドからの主体 的対応策を検討していきます。

#### BCP(事業継続計画)の整備

大規模自然災害の発生など、万一に備え、BCP(事業 継続計画)を整備しています。復旧に重きを置いた従来の ガイドラインを改訂し、事業活動の継続を視野に入れて 規定した営業本部・事業本部版「災害マニュアル」の運用 を2013年に開始しました。今後高い確率で発生すると いわれている南海トラフ巨大地震では、当社が本社を構 える大阪においても甚大な被害が想定されます。本社で の業務継続が困難となった場合に備え、本社における災害 対策本部の設置・運用マニュアルとBCPを策定していま す。今後も研修や訓練等を定期的に実施し、マニュアル の検証・見直しを図っていきます。

また、住まいづくりには多数の部材・部品が必要なこと から、取引先各社のBCM(事業継続マネジメント)にも 注力しており、2016年度も「災害初動体制訓練」を実施 しました。訓練を通じて、取引先各社のBCMの現状を 確認するとともに、迅速な情報収集および対策の早期立案 ができる体制へのステップアップを図っています。

#### 自然災害発生時の対応

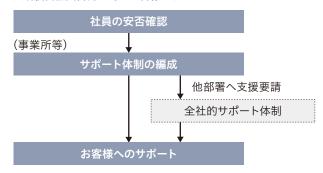
当社グループは、大規模自然災害等で被災したお客様 の住まいをいち早く復旧させるとともに、応急仮設住宅を 含めた新たな住まいを提供することを住宅メーカーの 使命と認識。2004年に全社的な方針・方策を規定した 「自然災害対策アクションプログラム」を策定しました。

大規模自然災害に迅速・的確に対応するためには、災害 に遭遇した際に従業員自身の被害を最小限にとどめられ るよう、日ごろから防災意識を高めておくことが重要です。 そのために、各事業所での定期的な避難訓練等の実施は もちろん、全従業員に「自然災害発生時の初動カード」を常 時携行させ、災害発生時の対処法や安否報告等のルール を取り決めています。安否確認の訓練は年2回、防災と ボランティア週間および防災週間に合わせて、全社を挙げ て実施しています。

いざという時に被災地域の従業員やその家族の安否・ 被害状況等を早急に把握することが、復旧に向けたアク ションの第一歩です。初動のスピードが事業所等のサ ポート体制の編成や全社的な支援要請を早めることにつ ながり、迅速なお客様サポートを可能にします。

2016年に発生した熊本地震や鳥取県中部地震において は、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、現地に速やか に対策本部を設置するなど初動体制を整え、いち早く対応 しました。

#### 大規模自然災害発生時のお客様サポート





自然災害発生時の初動カード(一部)